

## 平成26年度 林野公共事業の事業評価(事前及び完了後の評価) に係る技術検討会 議事概要

### 1 日時

平成27年2月17日 13:15～15:15

### 2 会場

関東森林管理局 5階中会議室

### 3 出席者

技術検討会委員 谷本丈夫委員長、梅田修史委員、葛城奈海委員、  
執印康裕委員、淵上勇次郎委員

関東森林管理局 森林整備部長、計画保全部長、  
森林整備課長、森林整備課課長補佐、計画課計画調整官  
企画調整課課長、監査官、監査係長

### 4 議事概要

#### ○事前評価全般について

(委員) チェックリストの優先配慮事項1(1)②では、AとBの違いは、「既設の林道や公道等も活用しつつ、」という部分があるかないかの違いであるが、林道や作業道は基本的に公道を使ってその延長線上にある訳なので、区別するような内容ではないと考える。A、B評価についても、項目によってはどちらが優れているとは言いがたく、「判定」というよりは「適用」とした方がいいのではないかと。

(関東局) 全国統一の評価手法を採用しており、この手法に寄らざるをえない状況である。

(委員) チェックリストの優先配慮事項1(2)の判定基準に「山村地域への定住の促進に寄与する」とあるが具体的にどのような計画なのか。「生活基盤の向上に寄与する」ことは定住の促進にも寄与するようにも考えられる。

(関東局) 例えば、路網を整備することによって、そこに住むことができる、仕事ができる、学校に通うことができる、といった状況になり、今まで住んでいなかった人が定住できる状況になれば、定住の促進に寄与と言えるのではないかと考える。「山村の生活基盤の向上に寄与」というのは、今現在住んでいる方々の生活が便利になるが、新たに人が定住するまでには至らない状況であると評価を行った。

(委員) 平成22年に林野庁が発表した森林・林業再生プランでは、10年間で国産材の自給率を50%にするとされ、当然国有林もその役割を担っているものと認識しているが、事業の計画と再生プランでの目標はどのように関係しているのか。

(関東局) 現在は「森林・林業基本計画」の中でその理念が引き継がれており、基本計画に基づいて地域別の森林計画が立てられ、更にその森林計画に基づいて5カ年の事業が計画されている。具体的には間伐の推進や高性能林業機械の活用など、今回の評価対象事業においても取り組んでいる。

